

リニアは夢の乗り物か？

ストップリニアニュース No.42

発行：2017.8.25 リニア新幹線を考える相模原連絡会 <http://sagamihara-g.mond.jp/>

区分地上権エリアの今後は？ 東京外環道を例に考える

7月30日長谷川茂雄さん（公共事業改革市民会議）より報告がありました



長谷川茂雄さん

リニアのトンネルを通すため、土地・建物の利用が制限される

区分地上権とは、トンネルの建設にあたり、土地の地下の一定の範囲（トンネルの上下左右にトンネルを保護するための保護層を加えた範囲）を、JR東海が永続的に使用（地権者の権利を制限）できる権利のことです。民法（292条の2）、土地収用法などで、公共の事業の用に供するため、土地を収用・使用できるという規定があります。憲法で侵してはならないとされる財産権が「公共の福祉」の名の下に、補償と共に最終的には収用できるとされています（土地収用法）。

区分地上権の補償と用地測量

補償は、用地補償調査（用地測量）→補償金額の算定→契約→区分地上権の設定登記、補償金の一括払いといった流れになっていますが、JR東海は、調査、測量等で一時的に地権者の土地に立ち入ることができるとされています（日の出前、日没後は立ち入れない。立ち入る際には土地所有者に告げなければならないなどの制約があり、）しかし「正当な理由」があれば、立ち入りや一時使用を拒むことはできます。

トンネル上にあるマンションは立ち退けというJR東海

トンネルの深さが浅いエリアでは、リニアのトンネル建設範囲にビルの基礎杭があたるなどの理由で、マンション（4階以上）の立ち退きの可能性があるというケースも出ています。橋本地区では4カ所あるといわれています。

リニアは「公共」事業といえるのか？ 補償はきちんと行われるのか？

リニアは、「公共の福祉」にかなったものとして居住者の財産権を制限できるものなのかどうか、拒めないのか、居住地の地価をもとにした「補償」方式で、地権者の利益が損なわれることはないのか、用地測量を受け容れなければならないのか？ など多くの問題点があります。JRの要求が具体的に出てくるのはこれからになりますが、地権者・居住者同士がバラバラでなく、情報を共有し連携を強めて、JR東海や相模原市と対等の立場で話し合えるような対抗力をもつことが必要ではないでしょうか？（小畑 一）

リニアトンネルの真上と知らずに買ったマンションが

急に立ち退きを迫られる？！ 住民からの悲痛な声

昨年末に、マンションを契約し、今年から住んでいる者ですが、リニアが建物の真下を通ることは、不動産屋からは、何も聞いておりません。

マンション引っ越してきて、初めての総会の時（5月）に、相模原市の方、JR東海の方により、当マンションの真下をリニアが走る事の説明が有り、私は初めてこの事を知りました。立ち退きの可能性もあると聞かされました。

このマンションがこれからどうなるのか？

もし、このまま此処に、住み続けられたとしても、健康被害等も気になります。

リニアは迷惑！リニアは要らない！（匿名希望）

勝手に土地に立ち入り測量？

JR 東海の「用地測量のお知らせ」が、波紋を呼んでいます。

JR 東海が相模原市内のリニア中央新幹線のトンネル区間の上に居住されている土地所有者の方に配布した「中央新幹線計画に伴う用地測量等の実施について」という文書が波紋を呼んでいます。その中に、勝手に土地に立ち入り作業すると受け取れる一文があるためです（下図参照）。ある方が市に問い合わせたところ、地権者の了解がなければ敷地に立ち入ることはないとの回答を得ています。測量をする側のJR東海は文書通りにするのか、市の考えに同意するのか？市はJR東海に丸投げするのか？問われます。

7 その他

平成29年7月3日(月)～7月31日(月)の間に中部土地調査株式会社よりご連絡を差し上げ、現地への立入の日程等を確認のうえ、順次、現地にて作業を進めさせていただきます。

なお、ご連絡がつかない場合には、事前にお声を掛けさせて頂き、身分証明書を携帯した作業員がお持ちの土地に立入って作業をさせて頂く場合がございますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

JR 東海、「用地測量等の実施について」の一部抜粋

リニア新幹線 豆知識 ①

リニアよりも公共交通を守る工事を先に

相模原でもリニアの準備工事が始まっている。JR東海は「東海道新幹線は、開業から52年、経年劣化と東海地震などに対する備えが必要。耐震補強と大規模改修工事を進めるも、抜本的な備えは、中央新幹線による二重系化」とリニアの意義を説明している。JR東海は、東海道新幹線の大規模改修工事よりも、リニア工事を優先して進めている。東海地震で中央新幹線（リニア）は不通にならなかったとしても、東京と名古屋間の移動が可能なかぎりである。多くの国民が利用している東海道新幹線を地震等から守ることは、国民的課題である。経年劣化と、地震や津波などに対する抜本的な備えは、線路の移設や橋の付け替えなど、莫大な手間と費用がかかる。一分間の時間短縮をするために1千億円もかけるリニアよりも、国民の足を守る工事を優先するべきである。

元JR社員 末永俊昭

ストップ・リニア！訴訟 第6回口頭弁論

日時：9月8日（金）午後1時15分集合

場所：東京地方裁判所

第6回口頭弁論が、9月8日（金）午後2時30分から、東京地方裁判所103号法廷で開かれます。法廷では沿線の原告による4回目の意見陳述が行われます。

今回は静岡県の原告二人が出廷して、大井川源流部のリニア工事による減水、還流による復水計画の欠陥、源流部河岸の大規模な残土処分場による自然環境への不可逆的な被害について意見を述べます。終了後に院内集会があります。

お願い

★ 活動はみなさまのカンパで維持しています、ぜひご協力をお願いします。

郵便振替口座：00240-7-71305 口座名：リニア新幹線を考える相模原連絡会

発行者：代表 浅賀きみ江 相模原市緑区東橋本2-6-2 携帯 090-4378-9257